

消防用設備点検等業務委託 仕様書

1. 目 的

本業務委託は、神奈川県立産業技術総合研究所における、消防法で定める消防設備点検及び建築基準法で定める防火設備定期検査等の業務を行うものである。

なお、本業務は、本仕様書及び「建築設備等保守・点検業務共通仕様書」(平成29年4月 地方独立行政法人 神奈川県立産業技術総合研究所)により行う。

2. 委託件名及び委託期間

- (1) 委託件名 消防用設備点検等業務委託
- (2) 委託期間 契約の日から令和9年3月12日まで

3. 委託場所

神奈川県海老名市下今泉705の1(神奈川県立産業技術総合研究所地内)

4. 業務条件

業務は、原則として、次の月の土曜日、日曜日、休祭日等の閉所日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分の間に行うこと。

点検時期	【前期】 令和8年9月
	【後期】 令和9年3月

- (1) 消防法で定める機器点検 前期及び後期
- (2) 消防法で定める総合点検 後期のみ
- (3) 建築基準法で定める防火設備定期検査及び特定行政庁への報告 前期

5. 作業内容

次の設備について、消防法で定める機器点検及び総合点検、消防機器の交換を行う。また、次の設備のうち、建築基準法で定める防火設備について、定期検査及び特定行政庁への報告を行う。定期検査の内容は(別紙-1)のとおり。

(1) 機器点検(前期及び後期実施)及び総合点検(後期のみ実施)

ア	消火器具	
(ア)	粉末消火器(10 型)	248 本
(イ)	粉末消火器(20 型)	6 本
イ	屋内消火栓設備	
(ア)	加圧送水装置(制御盤、起動用スイッチ等含む)	1 組
(イ)	屋内消火栓(消火栓箱、音響装置、表示灯等含む)	54 組
ウ	スプリンクラー設備	
(ア)	加圧送水装置(制御盤、起動装置等含む)	1 組
(イ)	送水口	2 箇所
(ウ)	スプリンクラーヘッド	691 個
(エ)	制御盤	1 面
(オ)	流水検知装置	2 組
(カ)	呼水装置	1 組
(ク)	圧カスイッチ	2 個
(ケ)	補助散水栓箱(補助散水栓箱、ホース等)	2 個

エ 不活性ガス(二酸化炭素)消火設備		
(ア)	消火剤貯蔵容器(68L)	63 基
(イ)	起動用ガス容器(1L)	2 個
(ウ)	選択弁	2 個
(エ)	起動用操作箱	2 個
(オ)	音響装置	3 組
(カ)	制御盤	1 面
(キ)	表示盤	8 個
(ク)	ヘッド	30 個
(ケ)	作動試験(防護区画(シャッター:5、扉:2、ダンパー:8)含む)	1 式
オ 屋外消火栓設備		
(ア)	加圧送水装置(制御盤、起動用スイッチ等含む)	1 組
(イ)	屋外消火栓(屋外消火栓箱、音響装置、表示灯等含む)	6 組
カ 自動火災報知設備		
(ア)	予備電源(受信機のみ)	1 組
(イ)	受信機(GR 型)壁掛型(盤組込) HRN-AFW1020FGAZ(R30):ホーチキ製 R 型中継器 感知器用 4 回線 44 台 R 型中継器 制御用 4 回線 39 台 R 型中継器 ベル用 1 回線 10 台 R 型中継器 監視用 4 回線 5 台 R 型中継器 ガス漏れ用 4 回線 1 台 緊急ガス遮断弁起動操作器 付属電源操作部 プリンター 電源装置 外部変換出力部	1 面
(ウ)	副受信機(R 型表示機) 壁掛型×1、壁掛型(盤組込)×1	2 面
(エ)	熱感知器(差動式 スポット型)	15 個
(オ)	熱感知器(定温式 スポット型)	35 個
(カ)	煙感知器(光電式 スポット型)	935 個
(キ)	P 型発信機	59 個
(ク)	音響装置(地区)	67 個
(ケ)	消火栓起動装置	1 式
キ ガス漏れ火災警報設備		
(ア)	予備電源(GR 受信機に含む)	— —
(イ)	受信機(GR 受信機に含む)	— —
(ウ)	ガス漏れ検知器	5 個
(エ)	警報装置	5 個
ク 非常警報器具及び設備(非常放送設備)		
(ア)	増幅器 EM-E156 (428W 総合)(自動火災報知設備連動)	1 台
(イ)	スピーカー(音調調節器付きは 154 台)	412 個
(ウ)	遠隔操作部	3 台
ケ 避難器具(避難梯子)		
(ア)	避難梯子(ハッチ式)	43 組

コ 誘導灯及び誘導標識		
(ア)	避難口誘導灯(C 級)	61 灯
(イ)	避難口誘導灯(B 級)	32 灯
(ウ)	通路誘導灯(C 級)	25 灯
(エ)	通路誘導灯(B 級)	26 灯
(オ)	誘導標識	31 枚
サ 消防用水(60 m³×2 槽)		
(ア)	・吸管投入口	2 箇所
(イ)	・採水口	2 箇所
シ 排煙設備(一部、防火設備の制御点検含む)		
(ア)	制御盤	2 面
(イ)	排煙口	36 個
(ウ)	防火扉(S 型:12、W 型:33)	45 枚
(エ)	防火シャッター	62 枚
(オ)	遮煙スクリーン	24 枚
(カ)	ダンパー	18 個
(キ)	垂れ壁	10 枚
ス 連結送水管		
(ア)	送水口(65A)	3 組
(イ)	放水口(65A)(放水用器具格納箱含む)	7 組

(2) 総合点検(後期のみ実施)

ア 消火器具		
(ア)	放射試験	1 式
イ 屋内消火栓設備		
(ア)	放水試験	1 式
ウ スプリンクラー設備		
(ア)	放水試験	1 式
エ 不活性ガス(二酸化炭素)消火設備		
(ア)	放出試験	2 組
オ 屋外消火栓設備		
(ア)	放水試験	1 式

(3) 設備の交換

ア 消火器		
(ア)	蓄圧式粉末消火器(ABC10 型) 2017 年製造	51 本

(4) 防火設備定期検査(建築基準法に基づく点検、別紙-1参照)

ア 点検対象(注 1)		
(ア)	防火扉	37 枚
(イ)	防火シャッター	50 枚
(ウ)	遮煙スクリーン	12 枚
イ 特定行政庁への報告		
(ア)	書類作成及び報告	1 式

(注1): 本点検の一環として、自動火災報知設備からの移報信号により、対象設備(建築基準

法に基づく対象物)の全数同時実可動試験を実施する。なお、実施は当所の閉庁日とする。

6. 適用法規

- (1) 消防法
- (2) 消防法施行令
- (3) 消防法施行規則
- (4) 海老名市火災予防条例
- (5) 建築基準法
- (6) その他関係法規

7 業務の実施について

(1) 作業従事者

作業者は、5項に示す作業内容の消防用設備等点検を行うのに必要な能力を有するもので行うこととし、業務責任者は以下の条件を満たすこと。

ア 作業内容の消防用設備等点検に必要な消防設備士または消防設備点検資格者の資格を有すること。

イ 防火設備の定期点検に必要な一級建築士又は二級建築士または防火設備点検員の資格を有すること。

ウ 直接的かつ恒常的な1年以上の雇用関係のあるもの。

(2) 一部下請け

作業の一部を下請けに出す場合、その範囲・内容を書面で担当職員に提出し、承諾を受けること。

8. 点検報告書

業務終了後は、速やかに点検報告書を写真添付の上、2部提出のこと。

また、電子データ(CD-RまたはDVD-R)でも1式提出すること。

9. その他

- (1) 本業務を行うにあたり疑義が生じた場合は、担当職員と協議の上決定する。
- (2) 本施設への入所時は、必ず総務部で受付をして入所すること。なお、退所時も同様とする。
- (3) 次の書類を事前に担当職員に提出し承諾を得ること。
 - ・業務計画書
 - ・緊急対応連絡表
 - ・作業計画書
 - ・業務担当者等通知書
- (5) 作業員は、総務課で支給する入退館カードを胸に着けるほか、社名が判る同一の作業着を着用すること。

以上

別紙ー1

防火設備点検等業務委託 特記仕様書

1 業務概要

(1)特記事項の内容

本業務のうち防火設備定期検査について特記するものである。

(2)目的

建築物を適正に維持保全するため、建築基準法(以下、「法」という。)第12条第3項の規定に基づき、防火設備について、検査(損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)を実施し、その結果を特定行政庁へ報告するものである。

(3)施設名及び所在地

ア 施設名: 神奈川県立産業技術総合研究所

イ 所在地: 海老名市下今泉 705-1

(4)検査項目

防火設備の検査項目は、国土交通省令及び国土交通省告示の規定によるものとする。

(5)点検は、令和8年9月末日までに実施するものとする。

2 業務仕様

(1)共通仕様

ア 本特記仕様書(以下、「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書(平成30年度版)」(以下「共通仕様書」という。)による。

イ 検査の事項、方法、判断基準は、法施行規則に基づく国土交通省告示第723号、その他関係告示によるほか、検査結果の特定行政庁への報告にあたっては、法施行規則の別記第三十六号の八様式による報告書及び別記第三十六号の八様式による概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果票を添えてするものとする。

国土交通省告示の様式、特定行政庁(神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課、又は一般財団法人神奈川県建築安全協会)の示す様式に従うものとする。

ウ 特記仕様書及び共通仕様書に定めがない事項は、担当職員と協議する。

エ 検査日程の調整

受託者は業務計画書及び作業計画書の作成にあたり、担当職員と検査実施時期の調整を予め行うこと。検査実施日は検査実施の2週間前までに担当職員と調整を終えておくこと。

オ 業務関係図書

次の書類を作成し、点検実施日の1ヶ月前までに担当職員の承諾を得ること。

- ・業務計画書
- ・緊急対応連絡表

- ・作業計画書
- ・業務担当者等通知書

カ 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

キ 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。なお、本業務における主たる部分は、「検査業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理」とする。

ク ウィルス対策

業務にあたっては、電子納品時のみならず、発注者と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

ケ 受託者からの情報漏洩の防止について

標的型攻撃メール等によるサイバー攻撃により本業務に係る情報が漏洩することのないよう、情報保全措置を適切に講ずること。なお、情報漏洩のおそれが生じた場合は、当該情報の機密性の程度に関わらず、その事実を速やかに発注者へ報告するとともに、原因の解明及び適切な対応に努めること。

(2) 特記仕様

ア 受託者の負担の範囲は、次による。

- ・業務の実施に必要な外線電話等の使用にかかる費用
- ・点検に必要な工具、計測機器等(機器に付属しているものを除く)
- ・文具等の事務消耗品、コピー代
- ・日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

イ 貸与資料

業務の実施に先立ち、受注者からの求めにより次の関係資料を貸与する。なお、受託者は業務終了後速やかに返却する。

(ア) 諸官庁提出書類控え

- ・事業用電気工作物保安規程
- ・官公署届出書類一覧表

(イ) 事業者関連簿

- ・緊急連絡先一覧表
- ・工事関係者一覧表

(ウ) 設備関連

- ・設備機器台帳

(エ) 定期検査記録簿関連

- ・修繕・更新記録
- ・特定建築物等調査記録
- ・建築設備定期検査記録

(オ) 図面類

- ・完成図

- ・各種施工図
- ・機器完成図
- ・試験成績書

(カ)管理資料

- ・カタログ
- ・取扱説明書
- ・保全に関する資料
- ・保証書
- ・保守契約リスト

ウ 業務の記録

(ア)作成する管理用記録書類

- ・発注者及び施設管理担当者との打合せ記録簿 : 1部
- ・業務報告書 : 1部

(業務報告書は、施設の建物別に点検様式を使用して作成する。なお、提出は A4ファイル綴じとする。)

- ・電子データ(CD-R または DVD-R) : 1セット

業務報告書

No.	品名	内容	部数
1	報告書 A4 ファイル (施設毎)	(1) 定期検査報告書、概要書(防火設備) (2) 検査結果表(防火扉) (3) 検査結果表(防火シャッター) (4) 検査結果表(遮煙スクリーン) (5) 検査結果表(ドレンチャージャー他) (6) 検査結果図(防火設備)(※1) (7) 関係写真(防火設備) (8) 集計票 (9) 改善(補修)等予定計画書 (10) 改善(補修)等完了済報告書 (11) 定期報告書変更事項届 (12) 定期報告業務申込書兼委任状 (13) その他必要な書類	1部
2	データ CD-R または DVD-R	同上	1セット

※1:図面の種類は、各階平面図とする。

(イ)業務報告書の提出方法

- a 業務完了前に、業務報告書案について担当職員の確認を受け、必要に応じ
所要の訂正を行い、成果品を提出する。
- b 業務報告書は施設別に分け、ファイルに綴じた成果品1部とする。
- c 電子データは、CD-R または DVD-R にまとめて担当職員に1セット提出する。
なお、神奈川県独自の様式については、Word 様式及び Excel 様式で提出する。

エ 業務担当者

- (ア)業務の実施に先立ち、業務担当者を選任し、次の事項について書面をもって担当職員に通知する。なお、業務担当者が複数となる場合は、それぞれ提出する。また、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・経歴書
- ・受注者との雇用関係を証明する書類
- ・業務に関する資格者証(写)

- (イ)業務担当者は検査項目によって以下の資格者証(写)を提出する。

「防火設備」検査：一級建築士若しくは二級建築士又は防火設備検査員

- (ウ)業務担当者の中から業務担当主任者を選任し、業務担当者等通知書により、担当職員に通知する。

オ 業務の報告

- (ア)緊急性のあるものは適宜報告する。
- (イ)中間報告として、検査終了後2週間以内に検査結果を発注者に提出する。
- (ウ)検査スケジュール及び業務の進捗状況の確認のため、定期的に発注者に報告する。

カ 検査の範囲及び箇所

検査の範囲及び箇所は、以下のとおりとする。

- (ア)法第12条第3項に該当する「防火設備」の項目において検査する。

キ 検査の省略

検査が困難な部分の対応は事前に発注者と協議する。